

兵庫県公報

平成29年4月21日 金曜日 第2893号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○平成29年度狩猟免許試験の実施（鳥獣対策課）	1
○狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習の実施（同）	3
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	4
○同上（同）	6
○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（同）	7
○阪神間都市計画道路事業の認可（道路街路課）	7
○同上（同）	7
公 告	
○大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	8
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	8
選挙管理委員会告示	
○平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	8
社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会公告	
○第20回兵庫県介護支援専門員実務研修受講試験の実施	10

告 示

兵庫県告示第476号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定により、平成29年度狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成29年4月21日

兵庫県知事 井戸敏三

1 試験の日時、区分及び実施場所

	日 時	区 分	実施場所
第1回試験	平成29年 7月22日（土）	午前9時40分から 午後0時30分まで	知識試験 適性試験
		午後1時10分から 午後5時まで	技能試験
同上	同月29日（土） わな猟試験のみ	午前10時10分から 正午まで	知識試験 適性試験
		午後1時10分から 午後5時まで	技能試験
同上	午前10時10分から 正午まで	知識試験 適性試験	洲本市塩屋1丁目1番17号 洲本市文化体育館

		午後 1 時10分から 午後 5 時まで	技能試験	
	平成29年 8月28日 (月)	午前 9 時40分から 午後 0 時30分まで	知識試験 適性試験	神戸市中央区下山手通 6 丁目 3 番28号 兵庫県中央労働センター
		午後 1 時10分から 午後 5 時まで	技能試験	
第 2 回 試 験	平成29年 9月6日 (水)	午前 9 時40分から 午後 0 時30分まで	知識試験 適性試験	姫路市北条 1 丁目98番地 兵庫県立姫路労働会館
		午後 1 時10分から 午後 5 時まで	技能試験	
	同月16日 (土)	午前 9 時40分から 午後 0 時30分まで	知識試験 適性試験	神戸市中央区下山手通 6 丁目 3 番28号 兵庫県中央労働センター
		午後 1 時10分から 午後 5 時まで	技能試験	
	同月30日 (土)	午前 9 時40分から 午後 0 時30分まで	知識試験 適性試験	三田市天神 1 丁目 5 番33号 三田市商工会館
		午後 1 時10分から 午後 5 時まで	技能試験	

- (注) 1 技能試験は、同日に実施する知識試験及び適性試験に合格した者に限り、受験することができる。
 2 平成29年 7月29日 (土) 実施の試験については、わな猟免許のみ実施する。
 3 既に他の狩猟免許を有し、その有効期間内にこれと異なる種別の狩猟免許を受けようとする者については、知識試験の一部を免除する。

2 受験資格

兵庫県に住所（住民登録）を有する者。ただし、法第40条各号に該当する者を除く。

3 申請手続

(1) 提出書類

ア 狩猟免許申請書 1通（申請を行おうとする狩猟免許の種別ごとに。）

申請書用紙は、兵庫県農政環境部環境創造局鳥獣対策課及び各県民局・県民センター農林（水産）振興事務所において、平成29年 5月下旬から配布する。

イ 写真 1枚（申請を行おうとする狩猟免許の種別ごとに。）

申請前 6 箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものをアの狩猟免許申請書の所定の場所に貼り付けるものとする。

ウ 銃砲所持許可証の写し又は医師の診断書（原本） 1通

申請の際、現に銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第 6 号）第 4 条第 1 項第 1 号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている場合は、当該許可に係る許可証の写しを添付するものとし、それ以外の場合にあつては法第40条第 2 号から第 4 号までに該当しない旨の医師の診断書（発行日から 3 箇月以内のもので、原本のこと。ただし、同じ回に複数の狩猟免許申請を行う場合は、原本 1 通と残りはコピーで可）を添付するものとする。

(2) 受付期間及び受付時間

	受付期間	受付時間

第1回試験	平成29年6月5日（月）から同月23日（金）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。 なお、郵送による場合は、特定記録郵便とし、平成29年6月5日（月）から同月22日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。	午前9時から午後5時まで （正午から午後1時までを除く。）
第2回試験	平成29年7月24日（月）から同年8月10日（木）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。 なお、郵送による場合は、特定記録郵便とし、平成29年7月24日（月）から同年8月9日（水）までの消印のあるものに限り受け付ける。	

(3) 提出先

郵便番号 650-8567（兵庫県庁の固有番号のため、住所の記載は不要）
兵庫県農政環境部環境創造局鳥獣対策課鳥獣保護管理班
（朱書きで、「狩猟免許申請書在中」と記載すること。）

(4) 手数料

5,200円（知識試験の一部を免除される者は3,900円）相当額の兵庫県収入証紙を、狩猟免許申請書の所定の欄に貼り付けること。

(5) その他

受理した狩猟免許申請書、添付書類及び申請手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

4 合格者の発表

可否は、試験終了後、試験会場に受験番号を掲示し、発表する。

5 受験についての問合せ先

兵庫県農政環境部環境創造局鳥獣対策課鳥獣保護管理班
電話 (078) 341-7711（代表） 内線 4216



兵庫県告示第477号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条の規定により、狩猟免許の更新に係る講習及び適性検査を次のとおり実施する。

平成29年4月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 講習及び適性検査の日時及び場所

開催事務所名	期 日	時 間	場 所
神戸県民センター 神戸農林振興事務所	平成29年 7月14日（金）	午後1時30分から 午後5時まで	神戸市中央区下山手通6丁目3番28号 兵庫県中央労働センター大ホール
同 上	同 年 9月14日（木）	同 上	神戸市中央区下山手通6丁目3番28号 兵庫県中央労働センター小ホール
阪神北県民局 阪神農林振興事務所	同 年 7月20日（木）	同 上	西宮市六湛寺町10番11号 西宮市民会館1階大会議室
東播磨県民局 加古川農林水産振興 事務所	同月18日（火）	同 上	高砂市阿弥陀町生石61番地2 ふれあいの郷生石研修センター2階研修室
北播磨県民局 加東農林振興事務所	同月11日（火）	同 上	加東市下滝野1369番地1 加東市滝野文化会館大ホール

中播磨県民センター 姫路農林水産振興事務所	同月10日（月）	同 上	姫路市北条1丁目98番地 兵庫県立姫路労働会館3階多目的ホール
西播磨県民局 光都農林振興事務所	同月14日（金）	同 上	宍粟市山崎町鹿沢65番地3 宍粟防災センターホール
但馬県民局 豊岡農林水産振興事務所	同月28日（金）	同 上	豊岡市日高町国分寺850番地 豊岡市立日高農村環境改善センター多目的ホール
但馬県民局 朝来農林振興事務所	同月13日（木）	同 上	朝来市和田山町玉置877番地1 朝来市文化会館和田山ジュピターホール 小ホール
丹波県民局 丹波農林振興事務所	同月12日（水）	同 上	丹波市柏原町柏原5600番地 兵庫県立丹波の森公苑1階多目的ルーム
淡路県民局 洲本農林水産振興事務所	同月13日（木）	同 上	洲本市塩屋1丁目1番17号 洲本市文化体育館1階会議室

2 対象者

兵庫県に住所（住民登録）を有する者で、平成29年9月14日をもって有効期間が満了となる狩猟免許の更新を受けようとする者

3 更新申請の手続

(1) 提出書類

ア 狩猟免許更新申請書

申請書用紙は、各県民局・県民センター農林（水産）振興事務所において配布する。

イ 写真1枚

申請前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものをアの狩猟免許更新申請書の所定の場所に貼り付けるものとする。

ウ 銃砲所持許可証の写し又は医師の診断書（原本） 1通

(7) 申請時に銃砲所持許可証を有する者

申請の際、現に銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を受けている場合は、当該許可に係る許可証の写し（1ページ目から2ページ目までの見開き）

(8) 申請時に銃砲所持許可証を有していない者

申請の際、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の許可を現に受けていない場合は、法第40条第2号から第4号までに該当しない旨の医師の診断書（発行日から3箇月以内のもので、原本のこと。ただし、同時に複数の狩猟免許更新申請を行う場合は、原本1通と残りはコピーで可）

(2) 提出期間

講習及び適性検査の実施日の5日前まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(3) 提出先

住所地を所管する県民局・県民センター農林（水産）振興事務所

(4) 手数料

2,900円相当額の兵庫県収入証紙を、狩猟免許更新申請書に貼り付けること。

(5) その他

受理した狩猟免許更新申請書、添付書類及び申請手数料は、いかなる理由があっても返還しない。



瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成29年4月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

株式会社棚澤八光社
大阪府東大阪市西石切町2丁目1番10号
代表取締役社長 棚 澤 肇

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

株式会社棚澤八光社上月工場
佐用郡佐用町榎田1854-6

(3) 特定施設に関する事項

種	類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
能	力	175kg/時	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後1箇月	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	
使用時間の季節的変動の概要		な し	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	3～8	3～8
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	12	14
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	17	19
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	300	350
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—
	リン 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	0.2	1.0
	銅 含 有 量 (単位 mg/L)	1.5	10
	溶 解 性 鉄 含 有 量 (単位 mg/L)	2.5	20
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		40	45

備考 既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成29年4月21日から同年5月12日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び佐用郡佐用町住民課



兵庫県告示第479号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成29年4月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
東洋紡株式会社高砂工場
高砂市曾根町2900
工場長 山 川 晃 禎
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
東洋紡株式会社高砂工場
高砂市曾根町2900
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	46号イ 水洗施設		46号ロ ろ過施設	
能	力	100kg/時		510L	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後		同 左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後7日		同 左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後		同 左	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		0～24時 10時間		0～24時 6時間	
使用時間の季節的変動の概要		なし		同 左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	3～6	3～6	7～8	6～9
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	100,000	100,000	10	10
	浮遊物質 量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	窒素含有量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	リン含有量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		14.76	19.19	1.20	1.56

備考 既設特定施設を廃止するため、排水水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成29年 4月21日から同年 5月12日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び高砂市生活環境部環境政策課



兵庫県告示第480号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定を次のとおり解除する。

平成29年 4月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定を解除する区域
平成29年兵庫県告示第269号により指定した区域（淡路市志筑字船橋1488番2の一部）の全部
- 2 特定有害物質の名称
シアン化合物



兵庫県告示第481号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成29年 4月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
宝塚市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画道路事業
3. 5. 862号競馬場高丸線
- 3 事業施行期間
平成29年 4月21日から平成36年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
兵庫県宝塚市鹿塩2丁目及び仁川宮西町地内
 - (2) 使用の部分
兵庫県宝塚市鹿塩2丁目及び仁川宮西町地内



兵庫県告示第482号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成29年 4月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
宝塚市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画道路事業
3. 5. 862号競馬場高丸線
- 3 事業施行期間
平成29年 4月21日から平成33年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
兵庫県宝塚市鹿塩2丁目地内

(2) 使用の部分
なし

公 告

大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成29年 4月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 マルアイ米田店
所在地 高砂市米田町米田字十人新田951番地ほか
- 2 同法第8条第1項の規定により高砂市から聴取した意見の概要
 - (1) 高砂市環境保全条例に基づく設置届を提出すること。
 - (2) 環境関係法令特定施設の設置があれば届出をすること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成29年 4月21日から 1月間



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年 4月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
芦屋市浜風町3番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
西宮市上大市一丁目6番39号
株式会社ハウジングスタッフ 代表取締役 高 沢 秀 志
- 3 許可年月日及び許可番号
平成28年10月19日
兵庫県指令神北（宝土）（建）第1－6号（28芦屋）

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第22号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設を指定、変更及び取消しした旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成29年 4月21日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立 石 幸 雄

表淡路市の項中
「

淡路市	岩屋文化ホール	淡路市岩屋2942—17
-----	---------	--------------

を
「

淡路市	アソンプレホール	淡路市岩屋2942—17
-----	----------	--------------

に、
「

多賀集会所	淡路市多賀127— 1
釜口体育館	淡路市釜口1326

を
「

多賀集会所	淡路市多賀127— 1
東浦体育センター	淡路市釜口1326

に、
「

井上会館	淡路市浦1044
東浦文化館	淡路市浦148— 1

を
「

井上会館	淡路市浦1044
サンシャインホール	淡路市浦148— 1

に、
「

岩屋保健福祉センター	淡路市岩屋1514—18
北淡震災記念公園セミナーハウス	淡路市小倉177

を
「

北淡震災記念公園セミナーハウス	淡路市小倉177
室津ふれあいセンター	淡路市室津128

に、表穴栗市の項中
「

センターいちのみや	穴栗市一宮町東市場387— 9
波賀文化創造センター	穴栗市波賀町上野164— 6

を

「

センターいちのみや

宍粟市一宮町東市場387-9

」

に改める。

社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会公告

第20回兵庫県介護支援専門員実務研修受講試験の実施

介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験を次のとおり実施する。

平成29年4月21日

社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会

会長 吉本知之

1 試験の日時

平成29年10月8日（日）午前10時から正午まで

なお、点字等による受験者は試験時間が異なるので、詳しくは、「第20回兵庫県介護支援専門員実務研修受講試験・受験の手引」（以下「受験の手引」という。）を参照すること。

2 試験会場（予定）

神戸大学 国際人間科学部（神戸市灘区鶴甲1-2-1）他 神戸市内

3 試験の内容及び出題範囲

受験の手引を参照すること。

なお、出題範囲に含まれる関連通知は以下のとおりである。

- (1) 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」（平成11年7月29日老企第22号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
- (2) 「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
- (3) 「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について」（平成18年3月31日老振発第0331003号・老老発第0331016号厚生労働省老健局振興・老人保健課長連名通知）
- (4) 「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）
- (5) 「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成12年3月17日老企第43号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
- (6) 「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」（平成12年3月17日老企第44号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
- (7) 「[健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた] 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成12年3月17日老企第45号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
- (8) 「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（平成11年11月12日老企第29号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
- (9) 「介護予防支援業務に係る関連様式例の提示について」（平成18年3月31日老振発第0331009号厚生労働省老健局振興課長通知）
- (10) 「老人（在宅）介護支援センターの運営について」（平成18年3月31日老発第0331003号厚生労働省老健局長通知）
- (11) 「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）
- (12) 「地域包括支援センターの設置運営について」（平成18年10月18日老計発第1018001号・老振発第1018001号・老老発第1018001号厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）

4 試験の方法及び出題数

5肢複択方式にて出題する。出題数は60問

5 受験資格（概要）

下記(1)の対象者で、かつ、(2)の受験地条件を満たす者。なお、詳しくは受験の手引を参照すること。

(1) 対象者

ア、イ及びウの期間が通算して5年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が900日以上のある者並びにエの期間が通算して10年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が1,800日以上のある者であって、欠格事由に該当しない者とする。

なお、必要実務経験期間は、試験前日までに満たしていること。

ア 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

イ 別に定める相談援助業務に従事する者が、当該業務に従事した期間

ウ 別に定める介護等の業務に従事する者であって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当するもの又は介護職員初任者研修課程若しくは実務者研修に相当する研修を修了したもの（介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号附則第2条により、介護職員初任者研修課程を修了したものとみなされたものを含む。）（以下「社会福祉主事任用資格者」という。）が、当該介護等の業務に従事した期間

エ 別に定める介護等の業務に従事する者であって、社会福祉主事任用資格者等に該当しないものが、当該介護等の業務に従事した期間

(2) 受験地条件

(1)のアからエまでの業務に従事している場合は勤務地が兵庫県内であること、又は同業務に従事していない場合は住所地が兵庫県内であること。

6 受験手数料

7,700円 受験申込前に、所定の郵便振替払込用紙により郵便局で納付すること。

7 受験申込み

(1) 申込期間

平成29年5月15日（月）から同年6月16日（金）まで（6月16日（金）までの消印のあるものに限る。）

(2) 申込方法及び申込先

平成29年5月15日（月）から配布予定の受験の手引に従って郵送で申し込むこと。

〒650-0004 神戸市中央区中山手通6丁目1番30号

兵庫県社会福祉協議会 社会福祉研修所 研修第2部

電話（078）367-5211

(3) 提出書類

ア 受験申込書

イ 受験整理票（6箇月以内に撮影した縦4センチメートル横3センチメートルの正面上半身の写真を貼る。）

ウ 実務経験（見込）証明書

エ 郵便振替払込受付証明書の原本

オ その他必要な書類（法定資格免許等の写し）

(4) 受験の手引配布場所

各市区町の介護保険担当窓口、兵庫県健康福祉部 少子高齢局 介護保険課、神戸県民センター 県民交流室 県民課、阪神南県民センター 芦屋健康福祉事務所、中播磨県民センター 中播磨健康福祉事務所、各県民局 健康福祉事務所、但馬県民局 但馬長寿の郷及び兵庫県社会福祉研修所

(5) 郵送により受験の手引を請求する場合

封筒の表に「受験の手引請求」と朱書し、宛先明記の返信用封筒（角形2号封筒で250円分の返信用切手を貼ること。）を同封の上、下記9の研修第2部あて請求する。

8 合格発表

平成29年11月28日（火）（予定）に受験者全員に試験結果通知書を郵送する。

また、合格発表の日から1週間（土曜日及び日曜日を除く午前8時45分から午後5時30分まで）兵庫県社会福祉研修所1階にて受験番号を閲覧できるようにする。

また、兵庫県社会福祉研修所ホームページ (<http://www.hyogo-f-kensyu.jp/>) にも合格者受験番号を掲載する。

9 受験に関する問合せ先

〒650-0004 神戸市中央区中山手通6丁目1番30号

兵庫県社会福祉協議会 社会福祉研修所 研修第2部
5時まで)

電話 (078) 367-5211 (平日午前9時から午後